【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年１月27日
【会社名】	株式会社トーア紡コーポレーション
【英訳名】	Toabo Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　谷 賀寿則
【本店の所在の場所】	大阪市中央区瓦町三丁目１番４号
【電話番号】	大阪（０６）６２０３－９９６４
【事務連絡者氏名】	経理部長　阪本 康
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区瓦町三丁目１番４号
【電話番号】	大阪（０６）６２０３－９９６４
【事務連絡者氏名】	経理部長　阪本 康
【縦覧に供する場所】	株式会社トーア紡コーポレーション東京支店 （東京都中央区日本橋小伝馬町14番７号 アクサ小伝馬町ビル４階） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

１．特別損失

(1) 当該事象の発生年月日

平成24年１月27日（取締役会報告日）

(2) 当該事象の内容

「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、収益性の低下が見込まれる当社の一部の賃貸資産及び遊休資産、当社グループの一部の縫製設備について減損損失を計上いたします。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により、平成23年12月期において特別損失として連結財務諸表では493百万円、個別財務諸表では478百万円計上する見込みであります。

２．繰延税金負債の取崩し

(1) 当該事象の発生年月日

平成24年１月27日（取締役会報告日）

(2) 当該事象の内容

法人税率引き下げに関連する法律が公布されたことに伴う法定実効税率の変更であります。

これに伴い、平成25年１月１日から開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は40.00%から38.45%に変更されます。また、平成28年１月１日から開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は35.59%に変更されます。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

この変更により、当連結会計年度末及び当事業年度末における一時差異等を基礎として再計算した場合、繰延税金負債が636百万円（連結）、355百万円（個別）減少し、法人税等調整額がそれぞれ同額減少いたします。また、上記減損損失により繰延税金負債の取崩額132百万円（連結、個別）により連結財務諸表で、769百万円、個別財務諸表で488百万円それぞれ法人税等調整額が減少する見込みであります。

以 上